

○三鷹市工場立地法に基づく緑地面積率等を定める地域準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（以下「市準則」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定工場 製造業等に係る工場又は事業場（電気供給業に属する発電所で水力若しくは地熱を原動力とするもの又は太陽光を電気に変換するものを除く。）であって、一の団地内における敷地面積が9,000平方メートル以上又は建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル以上であるものをいう。

(2) 緑地 次に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。）をいう。

ア 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの

イ 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が覆われている土地又は建築物屋上等緑化施設

(3) 緑地以外の環境施設 次に掲げる土地又は施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされるものをいう。

ア 次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）

(ア) 噴水、水流、池その他の修景施設

(イ) 屋外運動場

(ウ) 広場

(エ) 屋内運動施設

(オ) 教養文化施設

(カ) 雨水浸透施設

(キ) 太陽光発電施設

(ク) (ア)から(キ)までに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保

持に寄与することが特に認められるもの

イ 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又はアに規定する土地と重複するものを除く。）

（対象区域）

第3条 市準則によることとすることが適切であると認められる区域は、三鷹市（以下「市」という。）の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域及び工業地域並びに同項第2号の特別用途地区（特別都市型産業等育成地区及び特別住工共生地区に限る。）（以下「対象区域」という。）とする。

（緑地面積等の敷地面積に対する割合）

第4条 市準則で定める緑地面積等の敷地面積に対する割合は、次に掲げる割合とする。

（1）対象区域に存する特定工場の緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）は、100分の15以上の割合とする。

（2）対象区域に存する特定工場の緑地及び緑地以外の環境施設的面積の敷地面積に対する割合は、100分の20以上の割合とする。

（建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合）

第5条 緑地面積率の算定において、緑地以外の環境施設以外の施設又は太陽光発電施設と重複する土地及び建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の25の割合まで緑地の面積に算入することができるものとする。

（敷地が対象区域及び対象区域以外の区域にまたがる場合の適用）

第6条 一の特定工場の敷地が対象区域及び対象区域以外の区域にまたがる場合において、それぞれの区域に存する敷地の当該特定工場の敷地の全部に占める面積の割合（以下「割合」という。）につき、対象区域に存する敷地の割合が対象区域以外の区域に存する敷地の割合を上回るときは、この条例の規定を当該特定工場の敷地の全部について適用する。

（他条例との関係）

第7条 第3条から前条までの規定は、緑地に関する届出に係る東京都の条例又は市の他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 対象区域に存する昭和49年6月28日に設置されている特定工場において生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第4条各号の規定に適合する緑地の面積並びに緑地及び緑地以外の環境施設の面積の算定は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。